

令和元年度第2回  
「東京2020オリンピック・パラリンピック  
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

令和元年6月28日（金）  
都庁第二本庁舎31階特別会議室27

(午前9時59分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、平手先生が御欠席ということになります。

本日は、お忙しい中、委員の皆様方には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、令和元年度第2回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてでございますが、「評価委員会の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定に基づき、公開とさせていただきます。

本日、今のところ傍聴者の方はいらっしゃいません。

今、先生方の机の上にお水があるかと思うのですが、今回からプラスチックごみの削減の一環でお水のほうにかえさせていただきます。あと、大変恐縮なのですが、全体計画の図書をこれからつくっていく際に、プラスチックごみ削減のために、評価委員会みずからも取り組んでいますということを一例として示させていただきたいなと思っておりますので、もし差し支えなければ、お水を出させていただいている写真をこれから風景として何枚か撮らせていただきたいなと、それを全体計画のところにちょっと掲載をさせていただきますかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○東條オリパラアセスメント担当課長 ありがとうございます。

それでは、会議に入ります前に一点説明をさせていただきます。

本日からペーパーレス会議ということで、お手元にタブレット端末を置かせていただいておりますけれども、タブレット端末を使用して進行してまいります。

一部の資料につきましては、今回紙ではなくて、お手元のタブレットの端末のほうに資料が入っているという形になりますので、この端末をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、事務局のほうでホスト端末になっておりまして、資料の説明の進行に従いまして、必要に応じてページをめくらせていただきます。

今、お手元のところに次第が表示されているかと思っておりますけれども、事務局のほうでページをめくると委員の皆様方のタブレットのページもめくられて、次の資料が表示をされるという形になっております。もし、事務局の操作と関係なくページをめくりたいという場合は、

左下に同期と書かれているところがございますけれども、こちらをタッチしていただいて、非同期と変えていただければ、委員の皆様方のタイミングでページをめくっていただくことができるという形になります。なお、同期という形になっている場合には、画面の一番上のところに赤色の帯が出ている状態になりますので、通常は赤色の帯が出ている状態にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、1点だけお願いがございまして、画面の右上にログアウトという文字がございますけれども、こちらの文字に触れてしまいますと、再度立ち上げに時間がかかってしまうという形になりますので、こちらには触れないようにしていただければと思います。

その他、会議中にもし何か不具合等が生じましたら、職員が周りにおりますのでお声がけをいただければすぐ対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、前置きが長くなって大変恐縮でございましたが、議事に戻らせていただきます。

本日は「会議次第」にございますとおり、議事1「夢の島公園アーチェリー場について ・フォローアップ報告書の報告」、議事2「海の森クロスカントリーコースについて ・フォローアップ報告書の報告」、議事3「その他 ・フォローアップ計画の変更報告 ・事業計画概要報告書の報告」となっております。こちらの事業計画概要報告書の方は潮風公園の案件となります。

ここからは、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳会長 分かりました。皆さん、おはようございます。

それでは、議事に従って進めてまいります。

議事の1「夢の島公園アーチェリー場について」です。フォローアップ報告書についての報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 夢の島公園アーチェリー場につきましては、平成28年7月に評価書及びフォローアップ計画書を公表しております。この度フォローアップ報告書が6月21日に公表されましたので、オリンピック・パラリンピック準備局のほうから御報告させていただきます。

○大塚設備調整担当課長 それでは、夢の島公園アーチェリー場のフォローアップ報告書(大会開催前)について御説明いたします。

夢の島公園アーチェリー場につきましては、令和元年6月21日に「フォローアップ報告書(大会開催前)」を環境局長に提出いたしました。

詳細につきましては、引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 それでは、夢の島公園アーチェリー場フォローアップ報告書（大会開催前）について報告させていただきます。

お手元のフォローアップ報告書の4ページをご覧ください。

4ページ及び5ページに「位置」と「目的」について掲載しております。本事業はアーチェリー会場の整備のうち新設の予選会場のフィールドを整備するため、既存の多目的コロシウム、すり鉢状の芝生広場部分を盛土し、建築物等を整備したというものです。

めくっていただきまして、8ページをご覧ください。

評価書からの計画の更新内容についてお話しします。本事業では、平成28年1月18日に評価書案、同年7月28日に評価書をそれぞれ公表していますが、これらの評価書等では、夢の島公園アーチェリー場に係る計画のうち、予選会場の盛り土工事のみを評価対象としております。当時、諸元が具体化されていなかった予選会場の建築物等や組織委員会が整備する仮施設については、計画の熟度に応じて改めて環境影響評価を行うとしていました。これらの諸元の具体化に合わせて、評価の項目の再検討を実施しております。

表5.1-2に建築物等の概要を示しております。競技中の選手の待機場所、日よけ、運営本部となるシェルター、倉庫、矢止め等の役割を持つ築山の整備を行っております。その配置については9ページに示しております。

築山の造成については、盛土工事とあわせて実施されています。盛土工事においては土量の搬入を行ったものの、盛土の沈下が予想よりも少なかったため、盛土工事で搬入した土量と外部からの搬入土をあわせて使用しております。場外から搬入した土量のうち一部は夢の島公園内の別工事における発生土、夢の島公園外からの搬入が550m<sup>3</sup>となっております。または、組織委員会が整備する仮施設については事業計画概要報告書を作成して、既に報告を行っております。

11ページにシェルター、倉庫、築山の整備状況を示しております。

これに伴う予測・評価の見直しを12ページ以降に示しております。結果から申し上げますと全ての項目において、予測・評価の見直しは行っておりません。

その理由としまして、13ページの項目をピックアップさせていただきますが、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」等につきましては、計画地の範囲に大きな変更がなかったため、予測・評価の見直しを行わないこととしております。「廃棄物」については建築物等の整備において、地下躯体を構築するような大規模な工事を行わなかったことから予測評価の見直しを行わなかったこと、また、築山の整備については発生土の場外搬出がなかったこ

と等から予測評価の見直しは行っておりません。

まためくっていただきまして14ページ、「大気等」「騒音・振動」については、盛土に係る工事用車両の台数が計画地周辺の道路の現況交通量と比較してかなり少ないこと、周辺に住居等の入る施設がないことから非選定としておりましたが、建築工事の工事用車両を含めた分についても、そのピークを上回らないということから予測評価の見直しは行っておりません。

15ページに「日影」や「景観」についての非選定理由を示しております。建築物等の最高高さは8.7mと大規模な建築物の新設は行わないということから、予測評価の見直しは行っておりません。

めくっていただきまして16ページ、「6.1.2 発生集中交通量及び自動車動線計画」につきましましては、新たな駐車場の整備は行わないことから、発生集中交通量については現状と同程度と考えられております。

「6.1.3 駐車場計画」については、既存の駐車場利用をすることとしております。

17ページ、「図6.1-1 歩行者動線計画図」を示しております。

具体的な工事工程につきましては、19ページ、表6.2-1に示しております。

それでは、それぞれの項目についての説明に入ります。

29ページに示すとおり、本フォローアップ報告書では「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」から「交通安全」までの8つの項目について報告しています。夢の島公園については大会開催前の報告が最後ですので、こちらが最後の報告書となります。

それでは、「生物の生育・生息基盤」の32ページをご覧ください。「生物の生育・生息基盤」のうち「予測した事項」の「生物・生態系の賦存地の改変の程度」の調査結果となっております。計画地は夢の島公園内の多目的コロシウム周辺であり、自然地形等は存在していませんでしたが、常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林が存在していました。これらの樹林が存在している土壌の表面には、落葉等により腐食層が成立していました。

事業の実施に伴い、計画地内における生物の生育・生息基盤である植栽樹林帯は伐採により減少しておりますが、一方で計画地周辺の賦存地については事業の実施によって改変は受けていません。

計画地内に成育していた落葉広葉樹のうち樹木診断で移植に適していると判断された高木については、園内計画地南側の外来種のトウネズミモチが生えていた場所を伐採して、生じたスペースに移植したことによって外来種を在来種に変更しました。また、フィールドには、

11,536m<sup>2</sup>の張芝を行うことによって、連続した緑の環境を創出しました。

「イ) 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」に関しましては、同様の内容を述べております。

環境保全措置の実施状況を34ページ、35ページに示しております。樹木診断により移植に適していると判断された高木38本を移植したほか、フィールドに張芝を行っております。いずれのフォローアップ調査結果も予測結果と同様の結果であったと締めております。

続いて「生物・生態系」です。38ページをご覧ください。

「予測した事項」としては、ア) からイ) までは先ほどの「生物の成育・生息基盤」と重複しますので割愛させていただきます。

「エ) 生態系の変化の内容及びその程度」に関してです。計画地の周辺には、落葉広葉樹、常緑広葉樹の植栽が広がるほか、園内計画地西側の陸上競技場にはまとまったシバ群落がありました。事業の実施に伴い、一部の常緑広葉樹、落葉広葉樹が伐採、移植されたことから生態系を構成する陸上動物に係る生育環境が変化しましたが、夢の島公園全体の植生に大きな変化はなかったとしております。

40ページにミティゲーションの実施状況の写真を掲載しております。写真6.8.2-5、6.8.2-6が示すように既存樹木の移植に当たっては根回しを行い、樹木が健全に生育するよう努めております。

いずれも、フォローアップ調査結果と予測結果につきましては同様の結果であったとしております。

「6.8.3 緑」に関しては、これまでの項目と内容が重複いたしますので割愛いたします。

続いて、48ページ「自然との触れ合い活動の場」に関してです。

「ア) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」です。計画地は、夢の島公園内の多目的コロシウムであり、広場遊戯や散策、休憩等の自然との触れ合い活動の場となっていました。また、計画地は遊歩道「臨海散策コース」の経路の一部に位置づけられていました。

事業の実施に伴い、計画地周辺に仮囲いが設置され、計画地内が改変されることによって、一時的に自然との触れ合い活動の場は消失していましたが、新たにフィールドに張芝を行うことによって、新しい自然との触れ合い活動の場が創出されました。また、計画地以外の夢の島公園内においては、これまでの自然との触れ合い活動の場が維持されてきました。なお、遊歩道の「臨海散策コース」につきましては、工事の実施前にまちあるきガイドサービスは

終了しておりますが、この機能そのものは維持されてきました。

イ) を飛ばしまして「ウ) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」です。計画地周辺の夢の島公園内では散策等の広場遊戯が見られたほか、夢の島公園内の園路は夢の島熱帯植物館や第五福竜丸展示館を訪れる利用者の利用経路となっていました。

近接する駅等から夢の島公園までの利用経路につきましては、歩道や歩道橋によって歩車分離がされていました。また、夢の島公園内で工事用車両の走行ルートと園路が重複する区間につきましては、道路保安用品による歩車分離も含め、安全対策が行われていました。

ミティゲーションの実施状況を50ページ、51ページに示しております。写真6.8.4-3、6.8.4-4に示すような排出ガス対策型や超低騒音型の建設機械を用いるなど、公園利用者への配慮を行いました。また、写真6.8.4-7、6.8.4-8のように園内を車両が走るときには、安全対策を実施するですとか、交通整理員の配置を行うですとか、自然との触れ合い活動の場に配慮しております。

続いて、54ページから「廃棄物」です。

めくっていただきまして、56ページ、表6.8.5-3に廃棄物量及び再資源化量を示しております。こちらにつきましては、建築物と築山、シェルターの整備に係るものも全て含まれた値となっております。コンクリートガラが453.89t、コンクリート・アスファルトガラが16.02t、その他がれき類が98.7tについては場外に搬出され、中間処理施設にて全量再資源化されております。また、伐採樹木につきましては、一部を園内のベンチ等として再利用したほか、中間施設等へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクル、ペレット等の木質バイオマス燃料によるサーマルリサイクルとして利用しております。また、建設発生土については全量現場内での利用を行っておりますので、廃棄物としての発生はございません。

廃棄物等のミティゲーションの実施状況を58ページに示しております。先ほど申し上げましたとおり6.8.5-5に示すように製材でベンチをつくるですとか、6.8.5-7の分別回収を行うなどの配慮を行っております。

予測結果とフォローアップ調査結果につきましては、もともとが盛土工事を対象としていたため、単純な比較は行っておりませんが、ほとんどが再資源化されていたほか、発生土については現場内で全て利用しているとまとめております。

「エコマテリアル」です。61ページの表6.8.6-3をご覧ください。エコマテリアルとして再生アスファルト混合物ですとか、砕石には再生クラッシュラン、再生粒度調整砕石を利用するなどを行っております。

62ページに「ミティゲーションの実施状況」を示しております。先ほど申し上げましたとおり、夢の島公園内の別工事から建設発生土を搬入するなどの対策を行っています。

65ページ、「公共交通へのアクセシビリティ」をご覧ください。工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度として、ア) に示しております。新木場駅及び夢の島バス停から夢の島公園までのアクセス経路は、マウントアップやガードレールによって歩道と車道が分離されています。また、工事用車両の走行ルートにつきましてははかもめ橋、陸橋を利用して渡る構造となっているため、立体的に車道と歩道が分離されています。

事業の実施に伴い、夢の島公園内の園路の一部に規制が生じましたが、代替路を設置するとともに園路と工事用車両の走行ルートが重複する区間につきましては、道路保安用品による歩車分離を行っています。また、公園内や施設の近辺に案内看板を設置することで円滑な移動を促し、夢の島公園の中のほかの施設へのアクセス経路を確保しました。

67ページにその状況を示しております。一部園内の園路が使用される工事もございましたが、アクセスルートは確保されており、予測結果と概ね一致していると考えます。

70ページ、「交通安全」の調査結果です。先ほども公共交通のアクセシビリティで申し上げましたとおり、園路と工事用車両が重複するルートにつきましては、道路保安用品等による歩車分離を含めた交通安全対策を実施しております。

ミティゲーションに関しましても、アクセシビリティと重複しますが、72ページに示しております。「交通整理員の配置」ですとか「規制速度の厳守、安全走行の看板」等をしております。こちらについても予測結果に対し、フォローアップ調査結果はおおむね一致しているとしております。

最後に74ページ、「その他の項目に係るミティゲーションの実施状況」です。「(1) 土壌」に関しては工事の実施に伴い、新たな土壌汚染は確認されませんでした。「(2) 史跡・文化財」に関しても新たな史跡・文化財は確認されませんでした。また、ここまでの全ての項目について苦情は1件も寄せられていません。

以上で、フォローアップ報告書（夢の島公園アーチェリー場）の説明を終了します。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

谷川委員、どうぞ。



○谷川委員 廃棄物の関係で56ページなのですが、ここに発生量及び再資源化等の量と記載はされているのですが、この中で木くずがそこそこ発生量として多くて、その再資源化率が39%と高くはない数字だったものですから、なぜそうなったのかということを中心にきちんと正確に記述していただきたい。

それから、最終的に廃棄物については、そこそこ再資源化ができましたよというトーンのお報告だったと思うのですが、実際にトータルの量でやりますと、そこまで言い切れる数値ではないと思いますので、フォローアップの場合というのは、実際に予測した内容とその結果に対してどういう開きがあったのか、その開きがどういうことで起きたのか、それぞれに対してきっちり最善なことをしたけれども、どうしてもこういう結果になりましたよということ。正確に記してしていただくということが一番だと思っておりますので、そのあたりの見解をもう少し正確にしていきたいということ。

同じ表の中で、混合廃棄物の量はそんなに多くないのですが、混合廃棄物がなぜ100%の再資源化率になるのかということも合点がいきませんので、公表される報告書を都民の方が見て、関心のある方が見ると、これというのは整合性がないよね、という懸念がありますので、そのあたりももう少し今後報告書を含めてきっちり正確に書いていただきたいと思います。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいまの質問についていかがでしょうか。

○オリパラ準備局 御意見についてありがとうございました。

木くずに関しましては、現場の廃棄物の再資源化実施報告書をもとに作成させていただいているのですが、事業者としては、再資源化ではないと判断された木材についても一部は再資源化施設に持ち込まれているところもあって、本来の再資源化率としては、39%よりも高いものになっているのではないかと考えておりますが、その報告書に従い、このような記載にさせていただいております。ちょっと紛らわしくて済みません。

混合廃棄物につきましても、確かに混合されたものが何で100%も再資源化されるかというところもありますが、再資源化施設の中での動きを全て把握しているわけではございませんけれども、さらにその施設の中で細かく分別して、現場で発生したときには混合廃棄物だったものでも、再資源化施設の中でさらにきちんと分類した等の事例もあるかと思っておりますので、確かに100%というのは高い気がしますが、そういう取組があったのではないかと考えています。

○谷川委員 いずれにしましても、正確な、間違いのないことだけをきちんと書いていただいて、それで説明がつかなかったことはその理由をきちんと書く。紛らわしいものについても、その説明を必ず加えるということが必要かと思います。

それに関してなのですがすけれども、「その他がれき類」に「縮減」という言葉が出ているのですが、恐らく縮減は木くず等での焼却を指しているときに使われる言葉のはずなので、この辺の廃棄物の報告を担当された方にもう一度きちんと内容について確認していただいて、訂正すべきところは訂正していただきたいと思います。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。そういう形で訂正をしていただくということによろしいでしょうか。

○オリパラ準備局 内容については再度確認させていただきまして、記載についても今後きちんとしたものに訂正していきたいと思います。ありがとうございました。

○柳会長 続いて、中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 今のお話で、すごく調べていただいて書いてあるのですが、木くずも半分以上は再資源化できなかった。それは適切に処理しましたということを一言書き加えておいたほうがいように思いますけれども、多分そういうふうになっているのだろうが、どこにどうなったのだろうかというのが本命になるかと思います。それはコメントです。

もう一つ、これにかかわらない話なのですが、外部から土壌を持ち込んでいますので、どこからどういう土壌を持ち込んだかという記録を残しておいてください。将来ここを改変するときにそこが分からないというのが多くの場合の現状なので、そういうことが起こらないようにどこかで記録を残しておく工夫をしておいてください。他のところについても同じようなことがあれば、そういうふうにしていただくことが必要かと思いますのでお願いを申し上げます。

○オリパラ準備局 御指摘ありがとうございました。今後の土壌については、きちんと記載していきたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、興水委員、どうぞ。

○興水委員 「生物の生育・生息基盤」のところで、「生物の生態系」「緑」「自然との触れ合い活動の場」と関連する項目がある。アーチェリーの会場では出てくるわけですがけれども、そこではっきり分かるのです。何が分かるかといいますと、例えば最初の「生物の生育・生息基盤」の話ですと、これは何をやっているかという単なる緑をやっているわけではな

くて、実は緑を支えている基盤の土壌ということに力点を置いた話なのです。ですから、それがどこまで改変されているかされていないか、補填されたかということに力点を置いた話でないといけなかったのです。

「生物・生態系」の話は、樹木一本の話ではなくて植物群落として樹林であるとか、ここに森はないわけですがけれども、樹木群であるとか、群としての意味がどこまで改変され、改変されなかったかということに力点を置いた話でなければいけなかったわけです。

「緑」に関していいますと、これは景観、見え方の問題なのです。緑の量が減ったのか増えたのか、回復できたのかということ。主に見た目の話というのですか、景観上の話なのですけれども、そういうことに関して注目しなければいけなかったのです。その辺について言いますと、ほとんどそういう記述がなかった。書かれていることは先ほどの3つの項目と同じことなのです。

申し上げたかったのが、最後の「自然との触れ合い活動の場」なのですけれども、これは直接緑というよりももう少し緑の環境というのでしょうか、そういうことに関しての話なのですが、これは緑も含めて、この場所の自然との触れ合いの機能というのですか、そういうものがどの程度あったか、あるいは損なわれていなかったか、あるいは改変されたかということに力点を置かなければいけないのであって、緑が残されましたということではなくて、それが緑陰としてどうだったのか、あるいは休息の場としてどうだったのかということに力点を置いた話でなければいけないのですけれども、書かれていることはほとんど同じなのです。

ミティゲーションのところでも、例えば35ページには、移植保存しましたということでケヤキ、サクラ類、トチノキが出てきます。40ページの「生物・生態系」のところでも移植保存されたものとして、ケヤキ、サクラ類、トチノキが出てくる。「緑」という部分についても、45ページにケヤキ、サクラ類、トチノキと全く同じ写真が使われているのです。樹木の扱いが項目は違っても全く同じことをやっているのです。これは、緑というか植物に対する見方が違うのだということに対する配慮が分かっていないと言わざるを得ないので、先ほど申しましたようなことを補足していただきたいということです。そのことが大事だと思っています。

ただ単に緑とか樹木、植物と言っているだけではなくて、それぞれ項目を挙げているということは、その植物、緑に関する注目すべき点が違うわけですから、それに応じた対応をき

ちんと書くということが大事だと思います。たまたま今回この4つが並んで出てきたものから、同じようなことをやっているということがはっきり分かってしまったわけです。それではちょっと不満なのです。

移植保存に関してはこれで終わりにします。「緑」に関して言うと、常緑広葉樹のマテバシイをどうやって移植したのか、マテバシイというのは移植がちょっと難しい木なものですから、その記述がないとちょっと心配ですね。マテバシイというものがちゃんと移植できて、緑の量が保存されたのかどうかということについては、写真で示していただきたいと思いますので、補足をしていただきたいというお願いです。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいまの興水委員の意見について、事務局、いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 ありがとうございます。

確かに生育基盤だったり、生物・生態系、緑、触れ合い活動の場は関連する項目ではありませんけれども、それぞれ項目として独自の要素もありますので、そこら辺もきちんと書くべきだという御指摘はそのとおりだと思いました。

ミティゲーションの実施状況といたしまして、評価書に記載しておりますミティゲーションについてがそもそも項目間での違いが余りなくて、同じようなミティゲーションを記載していたといったところがございましたので、今後は評価書をつくる時点でそのような各項目間の特色を出すような工夫をしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

先ほど、谷川委員の質問に関連してですけれども、「廃棄物」の「木くず」のところですが、これは園内の30カ所に製材ベンチを整備したわけですね。それが特にどこにも記述されていなくて、55ページには園内のベンチ等として利用したということですが、30カ所も製材ベンチをつくるというと、かなり木くずを資源化しているわけですね。そのほかの木くずについては、バイオマスとかマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルで利用したらほとんど100%になるのではないかなと思うのですが、これはたった39%で、残りはどこに行ってしまったのでしょうか。

○オリパラ準備局 「木くず」の再資源化の状況につきましては、もう一度確認させていただいて、回答させてください。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかになければ、次の議題に入りたいと思います。

議事の2「海の森クロスカントリーコースについて」です。

フォローアップ報告書についての報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 海の森クロスカントリーコースにつきましては、平成29年3月に評価書及びフォローアップ計画書を公表しております。こちらフォローアップ報告書が6月21日に公表されましたので、オリンピック・パラリンピック準備局から御報告させていただきます。

○大塚設備調整担当課長 それでは、海の森クロスカントリーコースのフォローアップ報告書（大会開催前）について御説明いたします。

海の森クロスカントリーコースにつきましては、令和元年6月21日に「フォローアップ報告書（大会開催前）」を環境局長に提出いたしました。詳細につきましては引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 それでは、海の森クロスカントリーコースの大会開催前のフォローアップ報告書について説明させていただきます。

まず、4ページ、5ページをご覧ください。計画地は中央防波堤内側埋立地に位置しており、海の森公園の予定地内となっております。本事業は、海の森クロスカントリーコース整備のうち競技コースとなる芝コースやウォームアップエリアの整備、障害物を設置したものとなっております。

7ページをご覧ください。「配置計画」です。イメージ図を次のページの図4.2.2に示しております。こちらは馬術競技の特性上、競技コースについては競技日の直前まで公開しないことから、平面プランについては掲載しておりませんが、イメージ図を掲載させていただいております。こちらは競技コースとして約6km、幅員約10mの芝コースを配置したほか、計画地の南側に約8,900m<sup>2</sup>のウォームアップエリアを配置したというものです。

7ページの「(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画」については、現時点で未定となっております。また、「駐車場計画」についても未定となっております。

「(5) 設備計画」として、灌水用設備として上水給水の整備を行ったほか、電力整備を行っています。こちらはいずれの設備についても大会後に撤去することとしております。

10ページの「(7) 移植計画」をご覧ください。こちらは、計画地のほとんどが海の森公園の予定地となっております。海の森公園は海の森（仮称）構想を踏まえ、スタジイ、タブノキ、エノキ等約24万本の植栽を行ってきました。海の森クロスカントリーコースの整備に当

たつては、競技用芝コースの設置に伴い、植樹エリアと重複する可能性があります、下に示すとおり配慮して芝コースを設置しました。

まず、〈既存樹木について〉は、芝コースについて海の森公園の整備方針・計画に沿うよう配置し、植樹エリアの改変が可能な限り少なくなるよう海の森公園の広場を中心に配置しました。また、11,195本の既存樹木のうち9割以上の幼木については、基本的に海の森公園内に樹齢や樹種に応じて適切に移植しております。

〈芝コースについて〉です。1ポツ目、海の森公園の芝生予定地に配置する芝コースについては、広場と同じ計画高にすることで一体的に見える仕上がりとし、大会後も芝生を撤去することなく引き続き広場として利用することとしています。

芝生コースには、在来種であるノシバを利用しました。

芝コースの路盤は、山砂と土壌改良材のピートモスを利用して、自然遷移が進みやすく、樹林地に戻る構造としております。

12ページに全体の工事工程を示しております。

21ページに「フォローアップの進捗状況」を示しております。今回は「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」の3項目について報告いたします。

本施設については仮施設でありますので、大会開催前の報告が最後の報告となります。

各項目の説明に入らせていただきます。

24ページをご覧ください。「生物の生育・生息基盤」に関してです。計画地は埋立てにより平坦化された人工地盤の区域であり、自然地形等は存在していませんでしたが、陸域には樹高0.5～10mの植樹林が存在し、樹冠を形成している植樹林の土壌表面には落葉等による腐植層が成立していました。これらは土壌生物の生育環境として利用されていたほか、生物の生息環境を創出する植生の生育基盤となっていました。

事業の実施に当たりましては、広場を中心に芝コースを配置して、植樹エリアの改変が少なくなるように努めています。また、海の森公園の公園計画のための間伐として、計画地内に生息する樹木のうち1,074本を伐採したものの、エノキ、アキニレ、オオシマザクラ、スダジイ、タブノキ、クロマツ等11,195本については、樹齢や樹種に応じ、海の森公園内へ適切に移植を行っております。先ほども申しあげましたとおり芝コースの路盤については、自然地に戻りやすいよう土壌改良材としてピートモスを加えております。

「イ. 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」についても、同じような記載となっております。

ミティゲーションの実施状況を26ページに示しております。植樹エリアについては改変が可能な限り少なくなるようにしておりますが、11,195本については移植を行っております。また、ウォームアップエリアの状況について写真8.1-5に示しております。

「予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討」です。先ほども申し上げましたとおり芝コースは広場を中心に配置し、植樹エリアへの影響が少なくなるようにしております。今後、落葉等により周辺と連続した腐植層や土壌生物の生育環境、植生の生育基盤が創出されるものと考えます。

以上のことから、フォローアップ調査結果は予測結果とおおむね一致していると考えます。

「生物・生態系」の調査結果です。30ページをご覧ください。

先ほど御指摘いただいたところで恐縮ですが、「生物の生育・生息基盤」と同様適切に移植を行ったほか、芝コース、ウォームアップエリアには在来種の芝を使用しております。

ミティゲーションの実施状況につきましては、先ほどの8.1の「生物の生息・生育基盤」と同じものを掲載しております。

続いて、「緑」に関する実施状況です。

35ページの「イ. 緑の量の変化の程度」です。計画地は海の森公園の一部であり、落葉広葉樹、常緑針葉樹が植栽され、事業実施前の緑の面積は約55,600m<sup>2</sup>でした。事業の実施により、植樹林や草地環境の一部が改変されています。こちらにも広場を中心に芝コースを配置し、植樹エリアの改変が少なくなるように努めており、おおむね緑の面積については維持できているものと考えます。

37ページにミティゲーションの実施状況を示しております。写真8.3-6は時期があれなので芝が黄色くなっておりますが、広場と芝コースの高低差をなくして、緑が一体的に見えるように整備しております。

「緑」の量につきましては元の量を維持されているものから、予測結果に対して、フォローアップ調査結果はおおむね一致しているものと考えます。

39ページの「その他の項目に係るミティゲーションの実施状況」です。「(1) 土壌」「(2) 史跡・文化財」に関して新しいものは確認されませんでした。

「(3) 廃棄物」については、伐採樹木に関して示しております。こちらは伐採した1,074本の樹木については中間処理施設に搬出し、適切にリサイクルを行っております。

「(4) エコマテリアル」は、コースの造成に当たり、再生クラッシュランを使用しております。その実施状況については写真8.4-1に示しております。

また、いずれの項目についても住民からの苦情は寄せられておりません。

以上で、海の森クロスカントリーコースのフォローアップ報告書（大会開催前）について報告いたします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か御質問はありますか。

輿水委員、どうぞ。

○輿水委員 これも先ほどと同じでありまして、「生物の生息・生育基盤」「生物・生態系」「緑」という3つの項目があるのですけれども、それぞれの書きぶりが全く同じになっているので、先ほど申しましたように、それぞれ緑に関する力点の置き方、見方が違うわけですから、それに応じた書き分けをしていただかないと、きちんとしたミティゲーション、評価にならないので、同じように補足をしていただきたいという部分が一つです。

これは、最初の計画には出てこなかった、フォローアップの中で出てきたのでしょうか。芝コースの路盤には山砂プラス土壌改良材としてピートモスを使うようなことが書いてありますね。ピートモスというのは水コケの腐植で炭化した、炭になっているのはそういう泥炭になる直前のものなのですけれども、かつてはこういうやり方をよく使いました。しかし、現状ではもう使っていない方法なのです。なぜかというと余り効果がないということ。ピートモスというのは、産地では植生を剥いで、表面を切り崩していかないととれない。一種の自然破壊につながってしまうということで、これはもうやめようということになっておりますので、まだ残っているピートモスという商品がどこかにあるのかもしれませんが、新たに生産することをもうやめようということですので、これは環境保全対策でも使わないほうがいい。かわりのものは幾らでもありますから使わないほうがいいと思いますので、記述を変更していただきたい。

以上です。

○柳会長 ただいまの質問について、いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 1点目につきましては、先ほどの夢の島で御回答したとおりでございますので、今後は評価書をつくることからそういう視点が必要だろうという御指摘と理解いたしましたので、そのように今後は対応させていただきます。

ピートモスのほうもありがとうございます。そのような御意見があるということにつきましても、承っておきたいと思います。ありがとうございました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。



谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 39ページのマティゲーションの中での「廃棄物」のところなのですが、この中で樹木を約1,000本伐採したと書かれていますが、その理由として「公園計画のための間伐として」という記載があるのですけれども、そもそもコースをつくるために伐採したと当時の説明はしていたのですが、ここで急に公園計画ということが出てきているものですから、ちょっと整合性がないのかなと思ったところです。

それから、1,074本と書いてあるのですけれども、これの量的なものが本数ではなくて何立米なのか、中間処理施設に行ってリサイクルされているということになっていますが、再生利用されているのか、それとも適正処理されているのかという、その辺も非常に曖昧な表現になっていますので、先ほどの調査報告書と同じですけれども、正確に書いて報告書として記載していただきたいと思います。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいまの質問についていかがでしょうか。

○オリパラ準備局 まず1点目、公園計画に配慮した結果、1,074本切っているということに関しては、確かにフォローアップ報告書から出てきた記載ではございます。最初の10ページの「移植計画」の最初に書かせていただいております。説明が抜けていたと思います。この計画地は今後海の森公園として整備されていくということを踏まえ、海の森公園の計画と余り乖離がないように芝コースを設置しています。一度植え替えた樹木をまた切って、また移植してということがないように可能な限り配慮して、伐採樹木を抑えた結果の1,074本というものになっております。

2点目の木材の量に関しては、確かに本数ではなく、立米数で示すところかと存じます。これについては、今後の報告書ではきちんと掲載させていただきたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、次の議題に移りたいと思います。

議事の3「その他」です。フォローアップ計画変更及び事業計画概要報告書、潮風公園について、事務局から報告をお願いいたします。

○大塚設備調整担当課長 まず、フォローアップ計画変更の報告の前に前回評価委員会で浅野委員からいただきました御質問について、説明させていただきます。

「東京湾岸の津波とか高潮の水害リスクについて、当初の予測とかけ離れたようなことになっていないのか、再度確認が必要ではないかということ御発言でした。次回までにどんな

確認状況かだけは必ず教えていただきたい」という御質問について、確認状況を御報告いたします。

最初に、津波と高潮についてでございますが、東京湾は湾の入り口付近が狭く、内側が広い袋型のため、最奥に位置する東京湾には津波が伝わりづらく、その影響を受けにくい地形となっております。そのため、高潮による影響より津波による影響のほうが小さいことが分かっており、東日本大震災を踏まえた新たな被害想定においても、同様の結果となっております。そのため、高潮による影響に絞って御説明いたします。

詳細は後ほど説明いたしますが、結論から申し上げますと、ソフト面、ハード面ともに予測とかけ離れていない状況となっております。ソフト面に関しましては高潮浸水想定に当たって、東京都がシミュレーションで用いた台風は浅野委員から御指摘のありました、芦屋に被害をもたらした平成30年台風21号よりも厳し目の条件設定となっております。また、ハード面では平成29年に都内で38年ぶりの高潮警報が出されましたが、高潮による被害は発生しておらず、高潮の水害リスクについて当初の予定とかけ離れたものにはなっていないようでございます。

それでは、ソフト面について更に説明させていただきます。

東京都は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を示した図を作成、公表してございます。作成に当たりましては国が作成した「高潮浸水想定区域図作成の手引き」に基づくとともに、東京都が設置した「東京都における高潮浸水想定区域検討委員会」において、海岸防災等の専門家から御助言をいただきながら検討を進め、その結果を取りまとめてございます。

平成30年3月に東京都港湾局及び東京都建設局から公表されました、「高潮浸水想定区域図について説明資料」によりますと、シミュレーションの条件等は堤防や水門等、これまでの整備状況を踏まえ、最近の地形データを用い、現在の技術的な知見に基づき、既往最大規模の台風をもとに想定し得る最大規模の高潮による浸水の状況を数値計算により推定したものでございます。実際には、これよりも大きな高潮が発生する可能性もあるということを資料の中では述べてございます。

なお、浅野委員の御指摘の芦屋を含む神戸地方に被害をもたらした平成30年台風21号は、大阪管区气象台から平成31年3月26日に示された災害時気象報告によりますと、徳島県南部上陸時の中心気圧が約950hPa、兵庫県神戸付近に再上陸時の中心気圧が958hPaでございました。東京都が高潮浸水のシミュレーションで用いた台風の中心気圧は、日本に上陸した過去最大

規模の台風である昭和9年に発生した室戸台風を基本とした910hPaとしております。このように東京都の想定は平成30年台風21号よりも厳し目の条件設定の下行われております。

次にハード面についてでございます。平成29年には台風21号によって、都内で38年ぶりの高潮警報が出されました。昭和24年のキティ台風と同規模の高潮が発生しましたが、計画高潮位A.P. +5.10mで整備されております高潮対策の堤防や水門の整備が進んでいたために、高潮による被害は発生しておりません。ちなみに、高潮対策がまだ途上であった昭和24年のキティ台風による浸水被害は約14万戸でございました。このように高潮対策の施設の整備効果が示しますように、高潮の水害リスクについて当初の予測とかけ離れたものにはなっていないようでございます。

東京都が公表いたしました高潮浸水想定区域図をもとに各区においては、気象情報等の伝達方法、避難場所や避難経路が定められ、ハザードマップにより住民等に周知されることにより、避難確保等を図られることとなります。

こちらに示してございますのは、5月に江戸川区から公表された水害ハザードマップでございます。また、東京都では、平成29年度から「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」を開催しております。この協議会は平成27年9月に関東・東北豪雨災害で鬼怒川の堤防が決壊し、多くの被害が発生したことを契機に設置したものでございます。構成員は東京都知事、建設局長、東京都危機管理監、関係区市町村長、気象庁、国土交通省及び東京都の関係部局でございます。昨年度は西日本に大規模な被害をもたらした平成30年7月豪雨を受けて、知事出席のもと臨時の協議会が開催されました。この中で知事は施設で防ぎ切れないほどの災害に対して、防災、減災のための情報・対策の共有を進めていきたいと述べております。

さらに、東京2020大会に向けて、東京都は開催都市として世界から訪れるアスリートや大会関係者、観客の安全、安心を確保しなければなりません。また、大会期間中であっても都民の生命、健康の確保、都民生活と社会機能の維持に万全を期すとともに、安定的な大会運営を脅かす事案への適切な対処が求められております。

そのためには、東京都が定める現行の体制、計画を最大限に活用しながら対応することとなりますが、一方で大会期間中は国内外から多くの観客が競技会場等に集中することが想定されることから、現行の取組の充実、強化や外国人対応などの新たな取組が必要となります。そのため、東京都は大会時に想定される様々なリスクを洗い出し、各種事態を想定した「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領」を平成30年3月に策定し、平成30年度に実施した実地訓練、図上訓練や専門アドバイザーから意見聴取等を通じ、検証を行い、平成31

年4月に第二版として改訂いたしました。

本対処要領では、治安対策、サイバーセキュリティ、災害対策及び感染症対策の4つの視点から現行の体制に加え、充実、強化する取組や新たに必要となる取組の対応方針、活動の主体、内容、国、組織委員会と関係機関との連携について定めてございます。

次に「オリンピック開催中はもちろんのこと、建設中の環境影響評価という意味でも、工事関係者がいるからいま一度防災面について、きちんと洗い直しをしていただきたいと思います」という御意見をいただきました。

まず、建設工事につきましては施工計画において、強風、大雨、大雪、地震などによる自然災害への災害防止措置等をとることとしております。強風、大雨、大雪、地震等が危険範囲量を超えた場合には、直ちに作業を中止し、工事関係者を安全な場所に避難させ、危険範囲量を超えない場合であっても、工事現場の責任者が危険と判断した場合や発注者から中止指示があった場合にもついても作業を中止することとしております。このような災害時の作業中止基準を事前に設定することなどにより、工事関係者の安全な避難の実施が図られ、そういった取組が防災対策につながると考えております。また、安全衛生にかかる費用を適切に計上する現場巡回を発注者、管理者、施工者が一緒に行い、施行計画を確認するといった日常的な安全衛生管理の取組を地道に行うことも、災害時の適切な避難経路の確保などの現場関係者の防災につながるものと考えてございます。

続きまして、国立競技場ほか7施設のフォローアップ計画について、現時点の整備状況やフォローアップ計画書時点では不明であった大会時の運営状況等を踏まえて、大会開催前のフォローアップ報告書の時期について見直しましたので御報告いたします。

タブレットで資料1をご覧ください。1ページ目の「新国立競技場」においては、資料の見方の説明も兼ねさせていただきます。大会開催前の事項をメインに述べさせていただきますと思います。

上のほうの工程表につきましては【フォローアップ計画書時点】でございます。青い線は工事工程で、2016年10月着工、2019年11月竣工の予定でございます。その下がフォローアップの工程でございます。フォローアップの調査報告時期に影響のある共通する項目のみを抜粋してございます。黒丸を記載している項目は当該施設において選定した項目であることを意味し、黒丸はその時期を示しております。黒丸から伸びる太い黒矢印が示すフォローアップ報告で、その結果を報告することを意味しております。工事施工中に継続的に行うミティゲーションの確認も含まれております。

灰色の網かけは、環境影響要因として選定しなかった項目でございます。下の工程表は、フォローアップ報告時期の見直し案を示してございます。工事工程に変更はございません。

「生物の生息・生育基盤」等の調査時期を灰色の丸で示している当初の予定の2020年5月から黒丸で示している2021年7月に、「日影」の調査時期を灰色で示している当初予定の2020年5月から黒丸で示している2019年12月へ変更し、大会開催前の報告を2020年3月に変更することが適当と考えております。

理由といたしましては、「生物の生息・生育基盤」等は、大会時の仮設オーバーレイの設置等で大会時の運営スペース確保のために植栽整備の完了が大会後となることから、大会開催前の調査及び報告は大会開催後とあわせて行うことが適当と考えております。なお、移植の状況など継続的に確認が必要なミティゲーションの状況など、植栽整備の完了を待たずに報告できる内容につきましては、大会開催前に報告することを予定してございます。

「日影」は、建築物竣工後に速やかに調査が実施可能なことから調査時期を見直してございます。

「大気等」「騒音・振動等」に関しては、調査を実施済みです。

植栽の完了をもって、大会開催前の報告を行うと、その他の項目の報告が遅れてしまうということから大会開催前の報告を早めてございます。

次に「有明アリーナ」でございます。工事工程に変更はございません。

「生物の生息・生育基盤」等は、新国立競技場と同様の理由により調査時期及び報告時期を見直してございます。

「大気等」「騒音・振動」は、大会開催前その1で一度報告済みでございまして、今年度も再度調査を実施済みなため、2020年7月に予定しておりました開催前報告を2019年12月に見直してございます。

次に「海の森水上競技場」ですが、工事工程が延期されてございます。「生物の生息・生育基盤」等については、新国立競技場と同様の理由により報告時期を見直し、その他の項目の調査は完了しておりますので、2019年10月に予定しておりました大会開催前報告を2019年8月に見直してございます。

次に「カヌー・スラロームセンター」ですが、昨年度末の評価委員会で報告させていただきましたとおり、一部の施工業者の倒産により工事を一時中断していたため、工事工程が変更となっております。

「生物の生息・生育基盤」等については、新国立競技場と同様の理由により調査時期及び

報告時期を見直し、その他の項目の調査は完了しております。これらの理由から、2019年10月に予定しておりました第1回開催前報告を2020年3月に見直してございます。

次に「東京アクアティクスセンター」ですが、工事工程に変更はございません。

生物の生息・生育基盤等については、新国立競技場と同様の理由により調査時期及び報告時期を見直し、その他の項目は大会開催前その1で報告済みでございます。このため施工後、速やかに開催前その2が報告できる状況であることから、2020年4月の大会開催前報告を2020年3月に見直してございます。

次に馬事公苑ですが、現時点では工事工程に変更はございません。馬事公苑はこれまで2回大会開催前の報告をさせていただいており、大会開催前その3では緑化について報告する予定となっておりますが、新国立競技場と同様の理由により調査時期及び報告時期を見直し、大会開催後の報告を併せて御報告させていただきたいと考えてございます。

次に「選手村」ですが、工事工程は昨年12月の評価委員会で報告させていただきました。選手村の大会時関連工事の実施に伴う変更がございます。

「生物の生息・生育基盤」等については、新国立競技場と同様の理由により大会開催前には整備が完了しないため、調査時期を見直してございます。

計画書時点では、2020年8月を予定しておりましたが、大会開催前の報告を2020年3月に見直してございます。

最後に「IBC/MPC」でございますが、工事工程に変更はございません。

「大気等」「騒音・振動」に関しましては、調査実施済みであるため、2020年9月に予定してございました大会開催前の報告を有明地区の他の4会場の報告時期とあわせ、2019年12月に見直してございます。

以上で、フォローアップ計画の変更についての説明を終わらせていただきます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問はございますか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 先に説明していただいた高潮の話でよろしいですか。

○柳会長 どうぞ。

○片谷委員 説明していただいた内容自体は、特に問題はないというか妥当だと思うのですが、けれども、想定されている台風の規模を中心付近の気圧だけで説明されたのですが、それだけで説明すると、高潮というのは、気圧が低いことで吸い上げられることによる高潮と、強

風によって吹き寄せられる場合の高潮があって、多分、強風も想定して、この計画はされていると思うので、気圧だけで説明されると誤解を招くおそれがありますから、過去の室戸台風だと思えるのですけれども、外に説明されるときには念のため最大瞬間風速も想定して、高潮対策が検討されているという説明をしていただいたほうがより正確だと思います。報告内容に問題があるという意味ではありません。説明だけの話です。

○柳会長 いかがでしょうか。

報告内容については、文章にしたものを見せていただかないと、浅野委員への回答ではありませんけれども、これは議事録に後で出ますのでそういう回答にはなるかもしれませんが、回答されるときに文章で回答されていると、それを見て、こちらも回答内容がよく理解できると思いますので、その点で御配慮をお願いいたします。

○大塚設備調整担当課長 今回の件ですけれども、片谷委員がおっしゃるとおり、実際には台風は気圧だけではなくて、風速についても、それも確かに高潮のほうに影響がございますので、説明の内容が行き届かなかったという点につきましてはお詫び申し上げます。

○柳会長 それでは、中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 前にもほかの項目で申し上げたので、十分把握していただいていると思いますけれども、今日お話しいただいたのは、高潮は東京湾の奥の中だからという話も十分理解できるのですが、実際にやるところとしては江ノ島だとか、もっと言えば釣ヶ崎があるわけです。そういうところは全然状況が違うわけですよ。津波自体が釣ヶ崎あたりだと平らな土地でという話になってきて、そういうところだと一般の話と違うので、前回申し上げましたけれども、実施時期のアセスをやるときに全体計画の中でやるということになるのですが、個々の場所については違いがありますよ。そういうところを取り出してきっちり説明していただく必要がある。釣ヶ崎では、どういうふうに津波が来たときに避難させるのかということ江東区の話だけではないだろう。

江東区の例のお話をさせていただくと、住民に対してはこうですよ。でも、海外から来ているお客さん、観客に対してはどうするのですかという話を、我が国はおられないよ、どこかへ行きなさいという話を住民には普段から考えてもらうということがあるのですが、そこら辺をどうするのですかというところがもう一つ理解できない。オリンピック期間の最中にそういう話がなければそういうことはないのですけれども、あり得るときにどうするのですかと。全てのリスクを判断してということですので、そこら辺も何か考えて記載をしていただく必要があるだろう。記載をしなくても、少なくとも考えて対応していただく必要が

あるのだらうと思います。

○大塚設備調整担当課長 今の中杉委員の質問についてでございますが、高潮につきましては防潮堤というところで食いとめてはおります。今回の会場につきましては、その中でございますけれども、実際には高さとかがございますので、最大級が来ても影響がないというところは確認されてございます。

2点目の津波、高潮というのが、大会時にあった場合というところでございますけれども、大会時に首都直下地震や台風等の風水害が発生した場合、都が開催機関と連携して、迅速、適切に対策活動を展開できるよう対応方針、役割分担及び時系列による活動等を「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領（第二版）、平成31年4月」と今映されているものになりますが、そちらにて定めております。

こちらにつきましては、大会のときの都の対応についても記載したものでもありまして、組織委員会と連携はとるものの、大会期間中であっても基本的な対応は、東京都地域防災計画の震災編、風水害編及び首都直下地震等対処要領改訂版によって対応を実施するというところをきちんとやっておりますので、その辺については御心配ないというところではございます。

○中杉委員 それは全体を見ればそうだけれども、個々のところは違うのですよという話なのです。例えば江戸川区の水害のハザードマップがここに例として挙げられているわけですよ。今後は高潮の防潮堤で十分安全だと言えないから、こういうことが出てくるわけですよ。これがそうでないのならば、これを例として説明の中に入れるということ自体がおかしいのですよ。

今後、各競技場の実施段階での評価書を書くわけですよ。前にも交通安全の問題だとかで申しあげましたけれども、一般的に全体としてはこうだ、個々のものについてはそれぞれ配慮しなければいけないことがあるから、そこはきちんと書いてくださいよという意味合いで申しあげています。そういう意味で、念押しだということで申しあげました。

○大塚設備調整担当課長 中杉委員の御指摘につきましては、反映できるものは十分反映させていただきたいと思っております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○大塚設備調整担当課長 会長、よろしいでしょうか。

○柳会長 はい。

○大塚設備調整担当課長 もう一点ございまして、潮風公園事業計画概要報告の御説明があ



りますので、引き続きそちらのほうをさせていただきます。

○柳会長 引き続き報告をお願いいたします。

○大塚設備調整担当課長 今回、御説明する潮風公園につきましては、工事概要、規模等を勘案し、環境影響評価項目の選定に関し、検討した結果、個別施設では環境影響評価項目を選定しなかったため、その検討結果をまとめた概要報告書を作成し、御報告するものでございます。詳細につきましては引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 引き続き潮風公園の事業計画概要報告書のほうを説明させていただきます。

今年の3月にも、全11会場分を事業計画概要報告書として御報告させていただきまして、今回はその続きとして、潮風公園のものを御報告させていただきます。

まず表紙からめくっていただきまして、「目的」のところでございます。

今回の潮風公園の競技会場でございますけれども、オリンピックのビーチバレーボールの会場として利用される計画でございます。

2枚めくっていただきまして、航空写真がございます。潮風公園の計画地というのが線で囲まれております。こちらについては詳細をまだ検討中ではございますが、イメージとしてはこのようなエリアというところがございます。首都高湾岸線だったり、湾岸道路を挟みまして、北側と南側に分かれているというエリアでございます。

2枚めくっていただきまして「配置計画」をご覧いただくと、ピンク色で「観客エリア」と示しているところに、実際に競技を実施いたしますビーチバレーのセンターコートを整備する計画でございます。同じくセンターコート周辺に仮設の観客席を整備する計画でございます。

ブルーの「運営施設エリア」というところがございますけれども、こちらには、アスリートあるいはメディア関係等の施設として、敷地内のオープンスペースにプレハブですとかテントといった仮設施設を配置するほか、大会関係者用の駐車場を配置する計画でございます。これらの仮設施設の設置箇所につきましては、事前に調整をすることによって極力樹木の除去本数を減らす検討をさせていただきます。どうしても樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、移植可能な樹木については、できる限り潮風公園内で移植を実施するというのを検討中でございます。

1枚めくっていただきまして、工事の計画でございます。

「工事工程」といたしましては、テストイベントや大会期間も含めまして、2019年から2020

年までの17カ月を見込んでございます。

具体的な施工方法でございますけれども、まず仮設施設の設置工事といたしましては、ビーチバレーコート用の砂を搬入してコートの造成を行います。仮設観客席、ユニットハウス、プレハブ、テント、コンテナ、トイレ等の仮設施設の設置や設備工事を行う計画でございます。大会後は解体工事が行われますけれども、全ての仮設施設を撤去して、現状回復を行う計画でございます。

「工事用車両」につきましては、先ほど申し上げたとおり湾岸線等が走ってございますので、極力自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するという計画でございます。

「建設機械」につきましては、潮風公園という公園の中でということもございますので、排出ガスの対策型の建設機械ですとか、低騒音型の建設機械を積極的に採用する計画でございます。

「工事中の廃棄物等処理計画」でございます。仮設施設の整備でございますので、公設施設と比べまして廃棄物の発生量としては大きくないと考えてございますけれども、再利用可能な廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切に処理を行う計画でございます。

工事に伴います建設発生土につきましても、場内利用も含めて検討中でございます。もし場外へ搬出するような場合には、工事間での利用調整、または受入基準の適合性を確認の上、建設発生土の再利用センター等へ搬出して、再利用を図るという計画でございます。

仮設施設の資材につきましては、極力リースで調達するということが前提としてございます。その後、大会後の仮設施設の解体工事につきましては、資材等を可能な限り再利用するというところを検討しているところでございます。

以上が、潮風公園の仮設整備の計画の内容でございます。

めくっていただきまして、こちらから環境影響評価の各項目につきまして、今回検討結果を示させていただいてございます。こちらの内容につきましては、今年の3月に御報告させていただきました11会場と基本的には同じ内容でございます。基本的な仮設施設整備というところで、悪い影響としては大きくないのかなというところでございます。

1点補足いたしますと、土壌につきましては場所によって特性が異なりますので、少し御説明させていただきますと、潮風公園のエリアでございますけれども、今回の仮設施設整備に伴いまして、環境確保条例の第117条、土壌汚染対策法第4条に基づく届出書を既に提出してございます。その中に直近履歴のほうを確認させていただいて、土壌汚染のおそれはなかる

うということで届出をさせていただいて、既に受理されているといったところを御報告させていただきます。

御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事業計画概要報告について、何か御質問はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 今の説明の土壌のところではなくて、「土壌」の上の「水質等」なのですけれども、これは公共下水道へ放流されるということなのですが、ここは下水道の本管まで通っているのですか。何もない場所ではないかなと。そういうものは仮設でつくることになるのですか。運営施設等がありますよね。トイレなどは仮設でつくるのか、そこら辺のところを教えてください。

○オリパラ準備局 御回答いたします。

手元に詳細な資料がなくて、本管の位置がどこにあるのかというところまでを具体的に御説明できないのですが、今、公園施設として、トイレですとかレストハウスといったものが整備されているエリアでございますので、その辺は問題ないかと認識してございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 今回、そんなに工事しないので、廃棄物のことについてはわずかだと示されているのですが、そもそもビーチバレーのことですと、砂を相当入れられる可能性があるかと認識しているのですが、その砂を入れる場合には、当然表土をちょっととる。それで残土が出てくるということであると思うのですが、その発生土についてはそれなりに利用するということがありますが、砂の量、砂を現状復帰するときに、今度は事後のときに何らかの形で処理しないといけない。有効利用するのでしょうかけれども、その砂の量がどのぐらいの量になるのかということも事前に分かれば、その後の対応にも関わってきますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

○柳会長 いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 ビーチバレー用の砂につきましては、除去して敷設するのではなくて、ビーチバレー用コートのところに入るといった形なので、残土としては出てこないというところがございます。その有効利用につきましても、適切に有効利用するというところで検討しているところがございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、これもちまして、本日の評価委員会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(午前11時31分閉会)